

## [標準様式例6-2]

## ((第2回)最終)契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年6月30日
契約業者名	前田道路(株) 北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-195-1
工事の名称	R6 国道4号東埼玉道路(専用部)八潮地区改良舗装その2工事 (第2回変更)
工事場所	埼玉県八潮市八條地先・自)埼玉県越谷市増森 至)埼玉県北葛飾郡松伏町田島
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土工 一式 地盤改良工 一式 法面工 一式 舗装工 一式 排水構造物工 一式 縁石工 一式 防護柵工 一式 標識工 一式 仮設工 一式 標識工 一式 区画線工 一式 道路付属施設工 一式 仮設工 一式 共通仮設費 一式
工期(自)	令和6年7月18日
工期(至)	令和7年6月30日
契約前の変更金額	¥222,970,000
変更金額	増 ¥30,030,000
変更後の契約金額	¥253,000,000

## 変更理由

1. 道路土工  
現地調査の結果、取付道路を施工する必要が生じたため、防草コンクリートを減工する。  
現地調査の結果、発生した残土は現場内仮置としたため、残土処理工を減工する。
2. 地盤改良工  
現地調査の結果、取付道路のC B R値が不足しているため、路床安定処理工を増工する。
3. 法面工  
現地調査の結果、本線の切替後の維持管理を考慮して防草シートの施工範囲を広げる必要が生じたため、法面保護工を増工する。
4. 輔装工  
現地調査の結果、取付道路の舗装を施工する必要が生じたため、アスファルト舗装工【土工部】を増工する。  
監督職員との協議の結果、アスファルト舗装工(ICT)【土工部】を減工する。  
現地調査の結果、調整池への土砂の流出を防ぐ必要が生じたため、段差抑制工を増工する。
5. 排水構造物工  
現地調査の結果、仮桟橋の排水が、法尻部に滯水するため、側溝工、集水枠・マンホール工を増工する。
6. 縁石工  
現地調査の結果、取付道路を施工する必要が生じたため、縁石工を減工する。
7. 防護柵工  
現地調査の結果、取付道路を施工する必要が生じたため、路側防護柵工を減工する。
8. 標識工  
工時間調整の結果、注意喚起の標識を設置する必要がなくなったため、小型標識工を減工する。
9. 仮設工  
関係機関協議の結果、作業時の交通の影響が少なく、昼間での作業が可能となったため、交通管理工を減工する。
10. 標識工  
関係機関協議の結果、標識を設置する必要が生じたため、小型標識工、大型標識工を増工する。
11. 区画線工  
関係機関協議の結果、区画線を施工する必要が生じたため、区画線工を追加する。
12. 道路付属施設工  
関係機関協議の結果、車線分離標を設置する必要が生じたため、道路付属物工を追加する。
13. 工期  
関係機関協議の結果、保安施設を撤去する必要が生じたため、保安施設撤去工を追加する。
14. 共通仮設費  
大型標識基礎を設置する際に、土質等調査を行ったため、技術管理費を追加する。  
大型標識基礎の施工の際に、振動を加えながら圧入し、近隣の家屋に影響が生じる可能性があるため、事業損失防止施設費、技術管理費を追加する。  
監督職員との協議の結果、営繕費として快適トイレを追加する。
15. 工期  
工期については、元設計のとおりとする。